

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

# NPO みなまた



No.57 (2018年12月)



## 秋の良き日に

外の空気を感じていただきたく全員でお出かけしました。皆さん、お元気で笑顔が素敵です。



発行：NPOみなまた 発行責任者：中山 裕二 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：岡本あき)

# 新しい年を迎えるにあたり

NPOみなまた代表理事 中山 裕二

今年2018年は、政府（当時、厚生省）による水俣病の公害病認定から丸50年の年です。チッソの廃液に含まれる有機水銀が食物連鎖をへて、重大な被害を与える公害であることを認めました。1968年9月のことであり、すでに半世紀をこえました。

この間、水俣病の公式確認（発見）とされる1956年5月から12年の年月が経っていました。また、1960年には、「見舞金契約」をもって「終息」したとされていました。

この12年間に、チッソは増産に次ぐ増産に励み、チッソが全額出資して千葉県市原市に作るチッソ石油化学の工場建設資金を確保していきました。いわゆる電気化学から石油化学への転換であり、国にとっては全国で展開する石油化学コンビナートをして、戦後の高度経済成長政策を実現させるというまさに国策でした。国策という政府の庇護のもと、何の躊躇も制約もなく水銀をそのまま海に垂れ流し続けたのです。

政府の公害病認定は、チッソの資金調達が終わりと、石油化学への転換が完了したタイミングでした。新潟水俣病を引き起こした昭和電工をはじめ、同様の製法でアセトアルデヒドを作っていた工場は、全国でチッソが最後でしたので、何の影響もないタイミングでした。

国がこの12年間に必要な手立てを打っていれば、水俣病の被害は最小限に食い止めることができたことは、言うまでもありません。1963年生まれの胎児性水俣病の患者さんが、国がちゃんと対応していれば、私は病をもって生まれることはなかったと述べていますが、この上なく重い言葉です。

また、被害者のたたかいをへて、国も認めた水俣病被害者は、現在までに7万人近くになっています。しかもこの制度ですら補償しきれていない被害者1500人以上が今も裁判を続けているのが現状です。また、国が健康、環境調査をしていない下では、潜在する被害者がどれくらい存在するか、まったくわかっていません。この12年がこれだけの被害を広げてしまったのです。

ところで、国はこの12年から何も学ばず、多くの公害病や環境破壊で同じことを繰り返してきましたし、その多くはいまだに解決していません。そしていま福島で繰り返されているのではないかと危惧します。被害の実相を隠しこみ、より小さく見せ、影響の調査をせず、「紛争」が終結することをもって「解決」とするものです。

私たちの世代の責任として、次の世代に公害のない環境が守られた地域を残していかなければならないと思います。国は被害の真実を明らかにしていかなければなりません。

このような中、今年2019年には、熊本地裁でたたかわれている「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」が5年の審理をへて、いよいよ証人調べに入ります。この裁判では、被告国が異様な主張をしています。昭和30年代には、魚を食べないように行政指導をしたので、沿岸住民は魚を食べていない。これまでの行政施策で救済された人たちは水俣病患者ではないなどです。さらに環境省は、日本神経学会に対し、まさに裁判の争点となっている診断医の専門性、症候の変動、老化との関係など意見照会し、環境省の意に沿う「回答」を得て、これを裁判所に提出しています。公的で自由であるはずの学会に意見を求め、学会も学会内部の意見を聞かず、回答は国民ではなく環境省のみに行うなど、常軌を逸しています。

結審、判決が見通せるところまで進み、国の対応はますますひどくなっていくのは目に見えていますが、勝利のために全力で支援していきたいと思っています。



# 最後まで安心して暮せるように

## 法人設立から

「水俣病の補償金で得た自分の土地を提供するので地域の方に喜んでもらえるような施設を!」。という水俣病第三次訴訟原告団長の橋口三郎さんの申し出に応え、NPO みなまたを設立し、翌年2002年5月に、認知症対応のグループホーム「三郎の家」を開設しました。2000年4月の介護保険が始まってちょうど2年後のことでした。当時は開設のための補助金制度は乏しく、資金は全て自前で調達しました。水俣病のたたかいでお世話になった方や市民の皆さんに協力を呼びかけ、お一人おひとりから寄せられた無利子の貸付金や寄付金でようやく建設にこぎ着けました。その後、ふれあいの家、のがわの家、キトさん家を順次開設し、これまでのべ208人の方に利用していただいています。

## 「人権」「安心」「共生」を基本理念にしたケアを

法人設立から18年、「人権」「安心」「共生」を基本理念としたケアを大切に、実践を積み重ねてきました。こうした実践を通じて、認知症があっても一人ひとりの利用者の方に様々な可能性があることを職員で共有し、(最後まで)安心して過ごしていただけるよう活動しています。地域のみなさんや行政との連携も大きく進んでいます。行事や研修への参加はもとより、認知症サポーター講座、RUN 伴(らんとともに)、高校生ボランティア受入、たて道まつりなど施設での取り組みの発信など積極的に進めています。これらの活動は認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりに少なからず貢献できていると思います。

## 安心して利用できる介護保険制度に

一方、介護保険制度のもとでの運営は厳しいものがあります。介護報酬の実質的な引き下げによる収入減が運営に大きく影響し、来年10月からの消費税10%が導入でさらに深刻な状況になるのは明らかです。特に施設整備、更新がなかなか進まないのが現実です。小規模な介護事業所ほど運営は難しく、事実、「2018年上半期の老人福祉・介護事業の倒産は前年同期を上回り、年上半期での最多記録を更新。介護保険法が施行された2000年以降、最悪になる可能性が高まった」と経営の厳しさを報じています(2018.7.9東京商工リサーチ)。人手不足も大きな課題です。処遇改善加算で職員の待遇改善はある程度は進んでいますが、介護という専門的な仕事に見合う給与、体制づくりにはまだまだ不十分です。

介護保険は2000年に施行されて以来、三年毎に改定され運用の見直しがされてきました。しかし、充実されるどころか後退しているとしか思えません。要支援・要介護1、2の介護保険外し、利用料の二割、三割負担の導入など、介護の実態を無視した施策のもと、必要なサービスが受けられないという声が全国で上がっています。それでも安倍政権は、少子高齢化を理由に社会保障費の削減ありきの改悪を次々と打ち出しています。利用者も事業者も悲鳴を上げています。必要な介護が保障され、安心して利用できる介護保険制度を実現するためにも国庫負担割合を引き上げるなど抜本的な改革が必要です。多くの国民のみなさんと力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。

## これからも

現在、NPO みなまたの3つの施設は設立当初の管理者から二代目、三代目管理者に引き継がれ日々奮闘しています。困難な課題も沢山ありますが、一つ一つ乗り越え、地域になくてはならない事業所として成長して行きたいと思っています。



## “RUN 伴+（プラス） 2018” に参加して

RUN 伴+（プラス）は、認知症の人と一緒にタスキをつなぐ体験を通じて、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する全国的な活動です。11月10日、出水のクレインパークで実施され、三郎の家からは利用者様とご家族、職員の総勢19人が参加しました。



暖かく日差しが心地いい。スタートの合図で川沿いの道をゆっくり進み、次の地点でタスキをつなぎます。利用者さんは、道すがら咲く花を見て「良かな～」とか、他の方のタスキをつなぐ場面で手をたたき「頑張れ～」と応援しました。

今回は4人の市民ボランティアの参加がありました。皆さん、認知症を学ぶことはもとより、少しでも役に立てることがないかと考えていらっしゃいます。

このイベントを通して少しでも認知症の理解がすすみ、認知症の方が過ごしやすい地域になれば良いなと思いました。

三郎の家 林田洋介（ケアマネージャー）

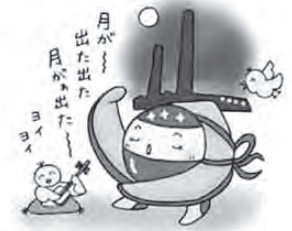
## 踊りボランティアの皆さんと☆☆

ボランティアの皆さんが三郎の家に来てくださいました。和服を着た方をスタッフが紹介すると、いつもと違う珍しい装いに入居者様の目はキラキラ☆☆

そして、踊りが始まると手拍子が出て一気ににぎやかになりました。また、扇子使いの艶っぽい踊りにはうっとり見とれる場面も。

最後は、炭坑節とおはら節。皆さんの手拍子や手踊りでとても盛り上がりました。

踊りが終わりお茶の時間に。一人の入居者様から“昔、踊りの世界にいました”という話が。私は、その方のいつもと違う一面を知り、何か温かな気持ちになりました。



三郎の家管理者 山田 静香

### 研修報告 ノーリフティングケア

介助する側、される側の双方に負担のかからないケア技術「ノーリフティングケア」の研修会に参加しました。介助の原則は相手の出来ないことを支援すること。自力で支援、福祉用具を活用しての支援がある。まずは、一人ひとりの状態に合わせた支援を探るための「観察」が必要です。その上でその方にあった支援方法を選択する。

今回の研修では日々の介助方法について振り返ることが出来ました。利用者さんの現状を観察してどのような支援をすればお互いのためになるのか。日々のケアを見直していければと思いました。

ふれあいの家 松本 美由紀（介護福祉士）

## 生き生きとした暮らし☆☆



「地域リビング」に参加  
千代紙を使って皆さん真剣な表情。きれいな  
リモコン置きが出来上がりました。

元気な毎日を！演歌に合わせてグーパー体操。  
皆さんノリノリ♪♪

食事の支度始めましょう。今日のメニューは？  
美味しいごちそうをスタッフと一緒に作ります。



「さくら福祉会」からご招待をう  
けて野外での食事会。  
“おにぎり3個食べたよ～”



Kさんは今年で97歳に。  
キトさん家に入居されて  
14年目になります。いつ  
までもお幸せに♡♡



### ブロック会 交流ビーチバレーに参加して

ブロック会交流ビーチバレーに参加しました。普段、他事業所の職員の方とは研修現場でしかあまり会う機会がなく、今回このビーチバレー大会を通じて介護から少し離れた環境で交流を行えたことは、これから先のつながりを作り地域を支えていく上で良い機会になったと思います。

今後このような交流会により他事業所の方々ともスムーズな意見交換等が行えるような環境や関係を築き、入居者の方の生活へとつなげて行ければと思います。

キトさん家 元村 健二（介護福祉士）





# 故大石利生さんを偲んで

水俣病訴訟弁護団事務局長 板井 優

大石利生（としお）さんが、『不知火の海にいのちを紡いで』（平成30年5月15日公刊大月書店発行）を矢吹紀人（やぶきとしひと）さんと出された。その出版記念祝賀会は、同月12日熊本市内の熊本城を望むKKRホテル3階で行われた。私は、大石さんから頼まれてこの本の制作に協力した。

その日、大石利生さんも出席され謝辞を述べている。私は、「腹水」のために入院先の熊本国立病院から外出許可が出て妻八重子の付き添いを条件に閉会の辞を述べた。その時は、私は大石さんよりも先にこの世を去ると漠然と思っていた。しかし、運命は皮肉なもので大石利生さんが私より先に大病（ガン）で亡くなられた。大石さんの聞き取りは矢吹紀人さんが著者として行った。矢吹さんに聞くと、膨大な日記のデータがあり、大石さんの話はこれによったものらしい。

そこで、大石利生さんの著作を紹介する形で大石さんを偲ぶこととする。

史上最大にして空前の水汚染産業公害（水俣病）が大石さんのかかわった事件である。大石さんは、日米開戦の前後（昭和15年7月17日）に水俣市八ノ窪（水俣湾・チッソ水俣工場の傍）に生まれ、平成30年7月6日に亡くなった。ところで、大石利生さんは水俣市民病院（水俣市）に入院し

ていた急性劇症型の水俣病患者とも交流があったという。しかし、大石さんは、急性劇症型だけが水俣病と思い込み、自分はそれとは違うと思ったという。これらは、加害企業チッソや国が作り出した水俣病像であり、大石さんら多くの水俣病患者が水俣病の病像をゆがめて理解するものでしかなかった。これも原因の一つとなり全ての水俣病患者を救済する上で大きな障がいとなったのである。

この本は、全ての水俣病患者が、自らの口で被害を語り、かつ自らの力で自らを救済するためのものとして初めて出版された。

大石さん自身も、交通事故で足に車のガラス片が刺さって血が出て、知覚脱失の為に全く痛みを感じないという重篤な水俣病患者であった。後年、大石利生さんはノーモア・ミナマタ裁判の原告団長となり「全ての水俣病患者を救済する」立場から自らの考え・対応を大きく変えることになる。大石さんの態度が変わったのは次のような点である。

①水俣病問題を解決するにはすべての患者の要求をまとめて行動する。②具体的には裁判（判決）による解決の方向を探っていくこと」などである。その上で、解決を図るには、患者の団結が必要であるが、一枚岩の団結と言っても、そのままではぼろぼろと団結である一枚岩が崩れるので、日頃から団結を行う水俣病患者の不断の努力が求められる。大石さん自身もどこに行くにもタスキ掛けをして水俣病患者の被害を訴えてきた。まさに、大石利生さんは水俣病被害の訴えに最も忠実な水俣病患者であった。その意味では、勝利



「不知火海の海にいのちを紡いで」出版記念祝賀会

は不断の努力の積み重ねの中でつかみとるものであることを大石利生さんの闘いの歴史は教えている。

水俣病患者は、昭和44年の第一次訴訟提訴以来今日まで裁判を闘ってきた。水俣病第一次訴訟の時点では、出来得る限りの努力をして水俣病被害を掘り起こすことが闘いの焦点であったといえるであろう。この中からやれることは何でもしようという視点が出てきた。この視点は、まさに、「勝つまで闘う」のではなく、「勝つために闘う」にはどうしたらいいのかという視点から出てきたことを意味する。

水俣病における裁判の闘い歴史は、水俣病第一次訴訟が認定患者の補償をより実態に合うものにするための闘いであったが、水俣病第二次訴訟以降は、未認定患者が原告となり、水俣病被害者をより幅広く救済していくものになっていった。まさに、全ての水俣病患者を救済していくことが闘いの中心となった。この点は水俣病の闘いの歴史を分析する上で重要な事となった。

しかし、これは方針としてそのようなものが正式に出されたものではない。

水俣病第二次訴訟は、水俣病第一次訴訟の認定患者原告を支援するために展開された。しかし、闘いの途中に裁判・判決で勝利し「補償協定」が成立し、認定患者がその補償を受けることとなり、水俣病認定患者原告を支援する必要はなくなった。その時点での水俣病第二次訴訟原告（未認定患者）の数は約60人であった。こうして未認定患者原告が闘いの中心となったのである。大石利生さんらの闘いは、それ以降こうした未認定患者が裁判をして原告の救済範囲を広げていくものになっていく。

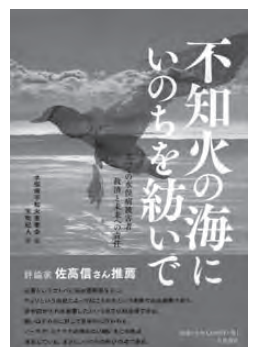
ここで述べたように、水俣病はチッソだけが起こせるものではなく、国もこれに大きく関与している。すなわち、水俣病におけるチッソの責任は

発生・拡大責任であり、国の責任は、放置・切捨て責任として理解されるであろう。国は、第2期石油化政策（原料の供給）を通じ水俣病が発生してもそれを知りながら（水銀の入った）アセトアルデヒドの供給を拡大するなどして水俣病の拡大をして来た。しかし、水俣病における国の責任はこれに止まらない。

昭和34年11月国（通産省東京工業試験場など・当時の経産省）は、0.001のオーダーで水銀を規制できるとした。そして、これを裏づける通産省のデータもある。ところが、昭和35年4月通産省はJ I S（日本工業規格）を作り水銀の分析オーダーは0.025とし、この能力ではチッソの工場排水と付近の河川水と区別がつかず規制は出来ないとした。要するに、通産省は方針転換をして水俣病の拡大を容認したのである。ここに水俣病における国の責任の実態がある。しかし、国（厚生省）は、水俣病の拡大を防ぐために水銀の影響のある健康被害を防ぐことは十分可能であった。しかし、厚生省はこれを行わず水俣病被害は大きく拡大（結果として水俣病患者の切捨て）していく。

私たちは、①水俣病裁判の行われている県民の世論を変えること、②日本の人口の半分以上を掌握する都道府県の世論の転換、③国会から内閣を包囲し、環境省を孤立させる闘い、④世界各国（マルタ・マレーシア・インド・アメリカ・ギリシャ・ブラジルなど）の世論の転換を図る中で国際世論を変える。⑤国連の世論を変える（アメリカ・ブラジルなど）闘いを展開した。

そのための武器が、日本では水俣病問題をめぐり、司法と行政権力が一種の内乱状態（銃器を使用しない）にあることを宣伝することであった。



## 感染症対策について学ぶ

大石逸子先生の研修は自分たちが出来ていないことに改めて気づかされる。今回の感染症対策ではまず自施設で出来そうな事として、靴、スリッパの消毒等だと思い実行に移せればと思った。また、新規利用者様については既往歴の把握だけでなくレントゲン撮影なども大切と思った。

利用者様は一般的に免疫力（体力）が低い。日頃の「睡眠」「食事」「運動」「休憩」「水分」「清潔」を重点的に支援すること。そのことが感染症から利用者様を守ることに繋がる。さらにスタッフは施設内に菌やウイルス等を持ち込まないように注意しなければならない。今回の研修を元に今後のケアにつなげていこうと思う。

三郎の家 榎木丸 晃（介護福祉士）

## 代表理事、思いつくまま…

最近、怒りっぽく不機嫌な人、それらが作り出すとげとげしい場面が増えているように思う。

一番わかりやすいのは、某国大統領氏。記者会見で、自分を追及した記者を出入り禁止に。

国会をみると「適材適所」の大臣が「大暴れ」。官僚作成の答弁メモすら正確に読めず、それを質問者のせいに。この大臣は、「慰安婦は職業としての売春婦」発言をして謝罪した「前科」を持つ。また、口利きや特大看板の大臣は、すさまじい生活保護受給者攻撃をしていたことは、記憶に新しい。

ブラジルでは、「極右」と称される大統領が生まれ、ドイツでは、首相が、総選挙敗北の責任をとるとして任期いっぱい退任する。

通底しているのは、国民の要求と現実政治の乖離ではないかと思う。某国大統領は、多民族国家であることを忘れたかのように、国民の間に「分断」を持ち込む。敵をつくってみんなで攻撃するという手法は、ヒトラー以来の国を治める一番手っ取り早く、安直な手法である。日本にも同じ状態が生まれている。

翻って、一人ひとりの人権、生存権、尊厳を大切にしようと思えば、とてつもない時間と粘り強い議論がともなう。これを実現できる力を持つことこそが、国民が手をつなぐ原動力となり、草の根の力になる。

最近読んだ、ナオミ・クライン著「NOでは足りない・トランプショックに対処する方法」（幾島幸子・荒井雅子訳、岩波書店）にこんな文面があった。少し長いが引用する。

「今日の草の根政治運動のなかでも最も速いスピードで拡大しつつある一女性への暴力に反対する運動から、黒人の命を守る運動、生活資金を求める労働者の運動、先住民の権利を求める運動、気候正義運動まで一は、ひとつの問題だけに焦点を絞るアプローチではなく、「交差性」（インターセクショナルリティ）という枠組みを取り入れている。これは、フェミニストで人権運動家のキンバレー・ウィリアムズ・クレンショーが明確化した概念で、人権やジェンダー、所得、セクシャリティ、身体能力、在留資格の有無、言語などの多様な問題が個人の生活体験のなかで、そして権力構造のなかでも交差し、重なり合っているとの認識に立つ。」

さきのアメリカ中間選挙では、中でも女性、マイノリティ、若者が大奮闘した。沖縄では、翁長雄志前知事の意味をひきついだ、玉木デニー知事が圧倒的な民意を背景に大差で当選した。

どれだけ多くの国民と手を握り合えるか、この先、世界とどのように向き合い、働き掛けていくのか、私たち自身の覚悟が問われている。そのための強さとしなやかさを持ち合わせていたいと思う。（中山裕二）



編集後記：久しぶりのニュース発行になりました。せめて年4回の発行はしたいのですが、当法人の厳しい財政状況ではままなりません。大変申し訳ありません。